

有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の一部を改正する告示（概要）

1 趣旨

平成18年12月の労働政策審議会の答申では、期間の定めのある労働契約について、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」第2条の雇止め予告の対象の範囲を拡大（現行の1年以上継続した場合のほか、一定回数（3回）以上更新された場合も追加）すること」とされていたところである。

これを踏まえ、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準（平成15年厚生労働省告示第357号。以下「雇止め告示」という。）の改正を行うものである。

2 内容

雇止め告示第2条の雇止め予告の対象の範囲として、3回以上更新された場合を追加すること。

3 適用日

平成20年3月1日

<参考>

今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について（報告）（抄）
（労働政策審議会労働条件分科会 平成18年12月27日）

I 労働契約法制

5 期間の定めのある労働契約

- ③ 「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」第2条の雇止め予告の対象の範囲を拡大（現行の1年以上継続した場合のほか、一定回数（3回）以上更新された場合も追加）することとする。